

序 章

1. 計画策定の背景と目的

萩市は山口県北部に位置し、南東部の中国山脈から日本海にかけて起伏量概ね 200m以下の山地や丘陵地が広がり、平野は河口部など一部を除き乏しい。中心市街地はその一つである阿武川の三角州に建設された萩藩の城下町であり、幕末まで藩の政治・経済・文化の拠点であった。今なお当時の様子を色濃く残していることから、歴史のまちとして、また、観光都市として広く知られている。

このような背景から、昭和 47 年(1972) 10 月に市独自の歴史的景観保存条例を制定し、堀内や平安古に残る土塀や武家屋敷を時代の荒波から守るなど、いち早くその保存に取り組んできた。昭和 50 年(1975) に文化財保護法が改正され、伝統的建造物群保存地区が制度化されると、翌年には、全国で最初となる国選定重要伝統的建造物群保存地区として、堀内と平安古の 2 地区が選定を受けた。その後、平成 13 年(2001) に浜崎、平成 23 年(2011) には佐々並が新たに選定を受け、金沢市、京都市と並んで全国最多となる 4 地区を選定されており、名実ともに日本を代表する町並み保存の先進地となっている。

また、「萩まちじゅう博物館構想」は、数多くの文化遺産が豊富に存在する萩市全域を屋根のない博物館とみなし、萩の資源であり魅力である歴史や文化・自然などを保存・活用・継承する取組であり、萩市のまちづくりの基軸の 1 つとして平成 15 年(2003) に策定された。翌年の平成 16 年(2004) には、その推進を目的に、萩まちじゅう博物館条例が制定され、同年、萩まちじゅう博物館 基本計画・行動計画を策定し、その実現に向けて市民、民間事業者及び市の連携・協働による新たなまちづくりを推進してきた。さらに、平成 16 年(2004) 6 月に景観法が制定されたことを受け、萩市は景観法に基づき平成 17 年(2005) 3 月に景観行政団体となり、平成 19 年(2007) には美しい自然や歴史的・文化的な景観を保全する萩市景観計画を策定した。平成 20 年(2008) 5 月に、「地域における歴史的風致の維持及び向上に関する法律(平成 20 年法律第 40 号)」(以下「歴史まちづくり法」という。)が制定され同年 11 月に施行されたことにより、萩市は平成 21 年(2009) 1 月 19 日に第 1 期計画となる「萩市歴史的風致維持向上計画」の認定を受け、歴史的風致の維持及び向上を図るため、歴史的建造物等の保存・修理を計画的に行ってきた。

第 1 期期間中の取組としては、旧松本村地区の玉木文之進旧宅や江向地区の渡辺嵩蔵旧宅を交流拠点施設として整備し、萩まちじゅう博物館構想を推進するうえで中核施設である萩博物館と市内広域にある都市遺産を繋ぐ重要な役割を持たせるとともに案内看板や誘導看板の設置により新たな周遊ルートを整備した。また、江戸時代に萩藩主が参勤交代に利用し

た御成道おなりみちとしての萩往還をはじめとする主要街道の起点である唐樋札場跡からひだばあとや堀内地区伝統的建造物群保存地区内の鍵曲かいまがり(敵の侵入を防ぐために造られた城下町ならではの鍵の手に曲がった通路)の整備、海の護りまも観音として崇められる観音院の修理を実施し、良好な歴史的景観の保全を行った。また、藩政時代より続く二大祭礼やその他の伝統的祭礼、地域における固有の伝統文化や技術の継承に対する支援を行った。

このような取組の成果から、萩市の5資産を含む「明治日本の産業革命遺産」が世界文化遺産の登録につながり、この構成資産を含めた文化財に多くの観光客が訪れた。また、ホームページの多言語化やSNSの活用による多彩なニーズに対応した海外への情報発信の強化や外国観光客船の受入体制の充実を図った結果、外国人の観光客数や宿泊者数の増加に繋がった。さらに、萩市景観計画における地域の特性に応じた景観形成維持に関する指導や条例による重点景観計画区域における屋外広告物に対する制限や市民団体や市民、行政が協働で「萩まちじゅう博物館構想」を推進したことにより、良好な景観形成に対する理解や自発的な文化財施設の清掃活動の広がりなど歴史的風致の維持・向上の取組が広がりを見せた。

平成29年(2017)には、萩・明倫学舎が萩市の観光の起点、萩の歴史・文化・自然を発信する場として整備され、地域の活性化が促進された。

しかしながら、歴史的建造物においては、所有者の高齢化等による理由から、維持管理や保存修理が年々難しい状況になっており、空き家が増加し歴史的景観を損なう状況に繋がる恐れがある。また、伝統文化、伝統行事、伝統産業の継承についても、少子高齢化に伴う指導者の減少や後継者の確保が喫緊の課題となっており、萩城跡はぎじょうあとや武家屋敷、維新の志士の旧宅、寺院などの歴史的に重要な文化財が数多く残存する萩市において、この豊かな萩市固有の歴史的風致を次世代に伝え、引き継いでいくため、「歴史まちづくり法」第5条第1項に基づき、「萩市歴史的風致維持向上計画(第2期)」を策定する。

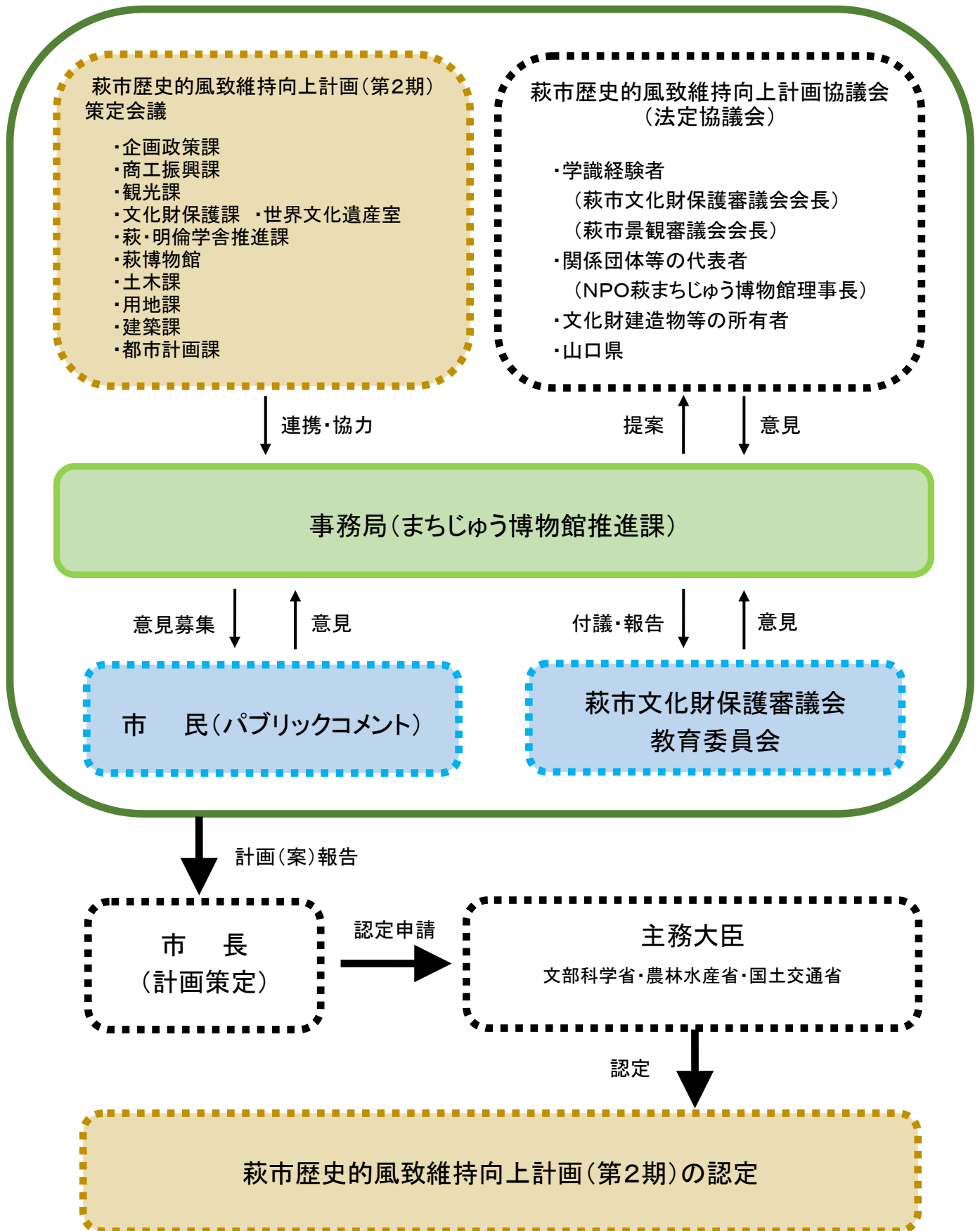
2. 計画期間

本計画の期間は、平成31年度(2019)から平成40年度(2028)までの10年間とする。

3. 計画の策定体制

本計画に定める計画の推進体制では、観光政策部まちじゅう博物館推進課が事務局となり、文化財保護課や都市計画課などの関係課と連携し第2期計画素案の策定を行うとともに、庁内の意見集約を行った。また、歴史まちづくり法第11条に基づき設置している学識経験者、市民団体、文化財所有者、行政等の代表者で構成される萩市歴史的風致維持向上計画協議会(法定協議会)において第2期計画素案を検討した後、パブリックコメントの実施により市民の意見を聴取し、その意見を取りまとめた計画案を、改めて法定協議会に提案し意見聴取するとともに、文化財保護審議会において意見聴取を行い「萩市歴史的風致維持向上計画(第2期)」を策定した。

萩市歴史的風致維持向上計画策定体制



4. 計画策定の経緯

日付	項目
平成 20 年(2008)11 月 4 日	「地域における歴史的風致の維持向上に関する法律」の施行
平成 21 年(2009)1 月 19 日	「萩市歴史的風致維持向上計画」の認定
平成 22 年(2010)5 月 14 日	「萩市歴史的風致維持向上計画」計画変更の認定 ・新規事業の追加など
平成 23 年(2011)3 月 24 日	「萩市歴史的風致維持向上計画」軽微な変更に係る届出 ・事業手法の追加変更、文化財指定に関する変更など
平成 24 年(2012)10 月 4 日	「萩市歴史的風致維持向上計画」計画変更の認定 ・新規事業の追加など
平成 26 年(2014)3 月 31 日	「萩市歴史的風致維持向上計画」計画変更の認定 ・新規事業の追加など
平成 30 年(2018)3 月 26 日	萩市歴史的風致維持向上計画協議会 ・第 2 期計画策定に係る方針を協議
平成 30 年(2018)4 月 27 日	第 1 回 萩市歴史的風致維持向上計画策定会議の開催 ・第 1 期計画最終評価(平成 20～30 年度)に係る協議 ・第 2 期計画の策定に係る協議
平成 30 年(2018)7 月 13 日	第 2 回 萩市歴史的風致維持向上計画策定会議の開催 ・第 2 期計画の策定に係る協議
平成 30 年(2018)11 月 8 日	萩市歴史的風致維持向上計画協議会 ・第 1 期計画最終評価(案)に係る協議 ・第 2 期計画(案)に係る協議
平成 31 年(2019)1 月 4 日 ～平成 31 年(2019)2 月 4 日	萩市歴史的風致維持向上計画に係るパブリックコメント 第 1 期計画最終評価(案)について ・第 2 期計画(案)について
平成 31 年(2019)2 月 15 日	萩市歴史的風致維持向上計画協議会 ・第 1 期計画最終評価(案)の提出に係る最終協議 ・第 2 期計画(案)の申請に係る最終協議
平成 31 年(2019)2 月 28 日 平成 31 年(2019)3 月 日	第 1 期計画最終評価の提出及び第 2 期計画認定申請 「萩市歴史的風致維持向上計画(第 2 期)」の認定